

6月の土曜開庁は **7** 日 ▶ 7月の土曜開庁は **5** 日



6月の土曜開庁は7日です。
役場（本庁）の住民・福祉・税務などの一部窓口と
各出張所を開庁しています。ぜひご活用ください。
本庁、出張所ともに8:30から12:00まで開庁しています。



 住民課住民担当 ☎ 142～146

役場 FAX 番号一覧		
住民課		274-1101
税務課		274-1050
福祉課・健康増進課		274-1051
道路交通課・都市計画課		274-1052
自治安心課・こども支援課		274-1009
観光産業課・環境課		274-1013
秘書広報室		274-1054
文化スポーツ推進課・政策推進課・施設マネジメント課・財政デジタル推進課・総務課		274-1055
教育委員会		274-1056

無料相談		三芳町役場 ☎ 049(258)0019（代表）☎ 354-8555 三芳町大字藤久保 1100-1		
相談種類	曜日（祝日除）	時間	相談場所	連絡先
住民相談（弁護士等が相談を受けます）	第1・3木曜	13:15～16:30	役場1階住民相談室（要予約）	総務課（☎ 404・405）
女性相談	第2・4金曜	11:00～15:20	役場1階住民相談室（要予約）	総務課（☎ 404・405）
司法書士相談	第3火曜	10:00～12:00	役場1階住民相談室（要予約）	総務課（☎ 404・405）
行政書士相談	奇数月第4水曜	10:00～14:00	役場内（場所は当日掲示・要予約）	総務課（☎ 404・405）
行政相談（国の行政等への意見等）	偶数月第3木曜	13:15～16:30	役場1階住民相談室（受付：ロビー）	総務課（☎ 404・405）
外国人生活相談	①毎週月曜 ②毎週木曜	①10:00～13:00 ②13:00～16:00	ふじみの国際交流センター（☎相談は269-6450）	総務課（☎ 404・405）
内職相談	毎週水曜	10:00～16:00	役場2階内職相談室	内職相談室（☎ 292）
消費生活相談	①毎週月・火・木・金曜 ②毎週水曜	10:00～16:00	①役場2階消費生活センター ②観光産業課	①消費生活センター（☎ 292） ②観光産業課（☎ 215）
子育て相談	毎週月～金曜	随時受付	各保育所・子育て支援センター	第3保育所☎ 258-9961 子育て支援センター☎ 258-5106
児童家庭相談	毎週月～金曜	9:00～17:00	役場2階こども支援課	こども支援課（☎ 243・244）
外来言語相談	毎週月～金曜	8:30～17:15	みどり学園	みどり学園☎ 258-9963
発育・発達外来相談	毎週月～金曜	8:30～17:15	みどり学園	みどり学園☎ 258-9963
教育相談	毎週月～金曜	9:30～16:30	総合体育館4階教育相談室 電話相談は☎ 274-1023	教育センター（☎ 502）
大人の健康相談	第3水曜	9:00～15:30	役場1階相談室（要予約）	健康増進課健康推進担当（☎ 188～191）
こころの健康相談	第2火曜	14:00～15:30	地域生活支援センター（要予約）	福祉課福祉支援担当（☎ 172～175）
高齢者相談（介護・認知症相談）	月～土曜 ※土曜は予約制	8:30～17:15	①みずほ苑よし ②埼玉セントラル	①☎ 293-7341 ②☎ 274-2080
高齢者リハビリ相談	月1回（要問合せ）	9:30～11:20	保健センター（要予約）	健康増進課（☎ 188～191）
認知症ケア相談	毎週月～金曜	9:00～16:00	認知症サポートセンター（要予約）	☎ 259-2525
福祉・生活相談 生活困窮の相談	毎週月～金曜	8:30～17:15	社会福祉協議会	社会福祉協議会☎ 258-0122
不動産相談	第2水曜	13:00～16:00	役場1階相談室（要予約）	都市計画課（☎ 236）

ホームページ 有料バナー広告募集



- ▶ **掲載料**：トップページ 15,000 円 / 月・その他のページ 8,000 円 / 月
- ▶ **掲載期間**：6 か月または 12 か月単位。
- ▶ **規格**：大きさ 縦 100 × 横 320 ピクセル（以前は縦 40 × 横 155 ピクセル）※提出は縦 200 × 横 640 ピクセル
- ▶ **申込み**：申込書に広告の版下原稿を添えて窓口・メールで申し込み。
- ▶ **掲載の決定**：申込書の提出後、内容を審査して広告掲載の可否を決定します。

※詳細や申込書の入手は町ホームページをご覧ください。（上記二次元コード）

 秘書広報室広報担当 ☎ 312・314

広報みよし有料広告募集



皆さんの会社やお店の PR をしませんか。

▼広告の規格と概要

- ▶ **掲載料**：1 区画 (4cm × 9cm) 15,000 円 / 月・2 区画 (4cm × 18cm) 30,000 円 / 月
- ▶ **掲載期間**：6 か月または 12 か月単位。
- ▶ **掲載位置**：「お知らせ」のページ下段
- ▶ **申込み**：申込書に広告の版下原稿を添えて窓口・メールで申し込み。
- ▶ **掲載の決定**：申込書の提出後、内容を審査して広告掲載の可否を決定します。

※詳細や申込書の入手は町 HP をご覧ください。（上記二次元コード）

 秘書広報室広報担当 ☎ 313・314

資格の更新と 納税通知書の発送

令和 6 年 12 月 2 日で被保険者証の発行廃止により、国民健康保険と後期高齢者医療制度が下記の通りになります。

▼国民健康保険

マイナ保険証をお持ちでない人には 7 月下旬、「資格確認書」を世帯主宛に特定記録にて発送します。マイナ保険証をお持ちの人には 7 月下旬、「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に普通郵便で発送。有効期限切れの被保険者証は裁断して処分するか役場に返却してください。

※同一世帯にマイナ保険証を持っている人、持っていない人がいる場合、世帯主宛に「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の 2 通が届きます。

▶ **限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証**：7 月下旬、対象の人（マイナ保険証をお持ちでない 70 歳以上かつ前年度発行された人）に発送します。

※マイナ保険証で受診すると限度額適用認定証の提示が不要となりますので、マイナ保険証をお持ちの方への発送はありません。

▶ **保険税の納税通知書**：7 月上旬、世帯主宛に国民健康保険税納税通知書を発送します。

▼後期高齢者医療制度

令和 7 年度の暫定的な措置として、75 歳以上の人にはマイナ保険証の保有にかかわらず、一律で 7 月中旬、「資格確認書」を特定記録にて発送します。有効期限切れの被保険者証は裁断して処分するか役場に返却してください。

※翌年度以降もマイナ保険証を保有していても介護施設などに入所していることを理由に資格確認書の交付を希望する人には、申請により毎年「資格確認書」を交付します。

▶ **限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証**：被保険者証の発行廃止に伴い、後期高齢者医療制度では限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の発行も廃止となりました。限度額適用認定証などが発行されていた人には、限度区分が記載された資格確認書を発送します。

▶ **保険料の納付額決定通知書**：7 月上旬、納付額決定通知書を発送します。
 住民課保険年金担当 ☎ 153～158

ファミサポ お預け体験会



ファミサポは、子どもを預けたい時や送迎を頼みたい時に利用できるサービスです。利用してみたいけれど、預けてくれる人ってどんな人かな？預けるまでちょっと心配だな…。そんな要望に応えるお預け体験です。

▶ **日時**：① 6/25 (水) ② 7/17 (木)

※①②ともに 9:10～11:50

▶ **場所**：藤久保公民館 保育室

▶ **対象**：生後 6 カ月から未就学の子どもの保護者

▶ **料金**：保育 1 時間の場合 700 円、2 時間の場合 1,400 円

▶ **定員**：先着 3 組

▶ **申込み**：① 6/2 (月) ② 7/1 (火) から下記に窓口か電話で申し込み。

 三芳町ファミリー・サポート・センター ☎ 258-0075



三芳町職員採用試験

▶ **募集職種**：町ホームページでご確認ください。

▶ **採用予定日**：令和 7 年 11 月 1 日または令和 8 年 4 月 1 日

▶ **申込み**：6/22 (日) までに町ホームページから電子申請（下記二次元コードからアクセス）

 総務課職員担当 ☎ 406



家族のための認知症カフェ （埼玉セントラル病院）

誰でも気軽に参加できる認知症カフェを開催します。管理栄養士によるミニ講座も実施します。

▶ **日時**：7/3 (木) 13:30～15:00

▶ **対象**：誰でも可

▶ **場所**：埼玉セントラル病院 大会議室

▶ **定員**：30 人（要予約）

▶ **申込み**：下記窓口・電話・FAX で名前・連絡先を伝えて申し込み。

 地域包括支援センター埼玉セントラル ☎ 274-2080 FAX 274-2081

循環ワゴン実証運行開始予定 愛称等を募集



町では町内の交通空白地の解消、交通アクセスの充実に目的とし、令和 7 年 10 月に循環ワゴンの実証運行を予定しています。親しまれ、多くの人々にご利用いただけるよう愛称、ロゴマークを以下のとおり募集します。

▶ **募集内容**：三芳町循環ワゴンの愛称、ロゴマーク

▶ **募集期間**：6/1 (日)～6/30 (月)

▶ **募集方法**：電子申請または応募用紙（町 HP か窓口で入手）による郵送・窓口にて申し込み。

※応募回数に制限はありません。

※愛称のみ、又は、ロゴマークのみ応募することも可能です。

▶ **選定方法**：循環ワゴン愛称等選定委員会にて決定します。

▶ **その他**：結果については、後日広報および町 HP などでお知らせします。

 政策推進室政策推進担当 ☎ 424



ブロック塀など撤去・ 築造工事助成制度



地震によるブロック塀の倒壊事故の防止のため、撤去・築造工事費用の一部を助成。

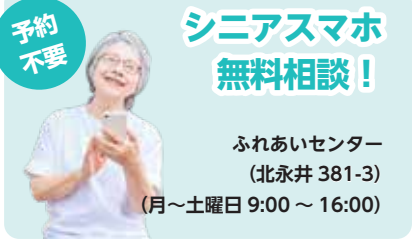
▶ **対象**：高さ 0.8 m 以上で道路に面した場所にあり、地震で倒壊の危険があると認められたブロック塀

▶ **補助金額**（撤去）：撤去工事費用の 3 分の 2 または 15,000 円 / m² の少ない方で上限 20 万円

▶ **補助金額**（改修・築造）：築造工事費用の 3 分の 2 または 30,000 円 / m² の少ない方で上限 40 万円

 都市計画課開発建築担当 ☎ 236～237

予約
不要



**シニアスマホ
無料相談！**

ふれあいセンター
（北永井 381-3）
（月～土曜日 9:00～16:00）

広報みよしには、音声読み上げソフト用の「声の広報」と「点字広報」があります。希望する人は秘書広報室 ☎ 314 まで。※声の広報は町ホームページで聞くことができます。

